

通知書(2)

2023（令和5）年3月19日

被通知人 世界平和統一家庭連合

代理人弁護士 福本 修也 殿（連絡担当）

同 弁護士 堀川 敦 殿

同 弁護士 鐘築 優 殿

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護士

上記弁護士 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外332名

東京都千代田区麴町4-7

麴町パークサイドビル3階

（連絡担当）上記弁護士事務局次長 弁護士 阿部 克臣

電話 03-6261-6653

FAX 03-3515-6682

前略

世界平和統一家庭連合（以下「被通知人」といいます。）の代理人である貴職からの令和5年3月2日付け回答書（以下「本件回答書」といいます。）に対し、当弁護士は、以下のとおり通知致します。

- 1 被通知人は、正体を隠した勧誘活動などにより、信教の自由、意思決定の自由を侵害し、被害を生じさせてきました。その被害は経済的被害にとどまらず、精神的被害にも及びます。その影響は、しばしば当該被害者の人生を大きく狂わせ、未来を奪い取るものでした。それだけでなく、家族などの周囲の人々にも取り返しのつかない被害を生じさせています。これらは、多くの裁判例で指摘されてきたとおりです。

この深刻な被害から一人でも多くの被害者を救済するために、全国の300名を超える弁護士が立ち上がり、当弁護士は組織されました。当弁護士は、過去に起きた被害の救済が十分になされることが、今後、信教の自由、意思決定の自由が守られる社会を作り上げていくために必要不可欠であると考えております。

もちろん、そのためには個々の被害者が適切に救済される必要があります。しかし、被害者は、被通知人により不安や恐怖を刷り込まれ、不当に教え込まれた教義の影響下にいたものです。個々の被害者が被通知人と個別に対峙することは、多くの場合困難を伴います。しかも、被通知人は、繰り返し裁判例で指摘されてきたにもかかわらず、いまだに違法な伝道・教化活動も、それによって生じた被害も、法人としては認めていません。そのような被通知人に対して、被害者が個別に交渉することでは適切な被害救済に至らないことは明らかです。

被害者の救済が適切になされることにより、信教の自由、意思決定の自由が真に守られる社会を目指すため、当弁護士は、依頼者より、弁護士として依頼

を受けております。個々の弁護士が依頼を受けているのではありません。

したがって、集団交渉の窓口は、当弁護団一つしかありません。

2 被通知人本部と弁護団との集団交渉が双方にとって適切かつ有益です。

当弁護団は、2023年2月22日付けの通知書において、弁護団として、被通知人に対し、集団交渉による早期の解決を求めました。

この点、被通知人は、「個々の通知人の内容について各担当信徒会において鋭意調査の上、個別に対応致します」、「各通知人の担当弁護士がいる場合は、担当弁護士名・連絡先等を一覧表にしてお知らせ下さい。調査が完了次第、各地の信徒会関係者より担当弁護士宛に直接連絡いたします」と回答しています。

これは、被通知人という法人として対応することはせず、各地の「信徒会」なる被通知人の信者のグループで対応する、また、当弁護団とは交渉せず個別の弁護士と交渉する、というご趣旨のようです。そうだとすれば、被通知人が、2022年9月22日に記者会見で「誠意を尽くして対応し、自ら早期に解決を図る」と公言されたことに反し、甚だ不誠実な姿勢であるように思われます。

(1) 個別の弁護士がバラバラに交渉に臨めば、共通して解決できる課題をバラバラに解決しなければなりません。それでは、どうしても一人一人の負担が重くなりますし、時間もかかってしまいます。

しかも、当弁護団の依頼者の中には、高齢の方や、日々の生活にも困窮している方が少なくありません。このような方々にとっては、1日でも早い被害回復が必要不可欠です。時間がかかれば、健康上や生活上深刻な事態に立ち至り、被害回復の意味が失われかねません。

そこで、早期に、かつ、十分な被害を回復するためには、当弁護団と、被通知人本部が、集団的に交渉を行うことが最も適切であり、これを拒否することは、被害全体を早期に解決する道を遠ざけます。それは、「誠意を尽くして対応し、自ら早期に解決を図る」と公言された被通知人の意向にも反する

こととなるはずです。

(2) また、「信徒会」と交渉をすることも適切ではありません。

各個別に「信徒会」と交渉をすることは、やはり、共通して解決できる課題をバラバラに検討することになってしまいます。結局は、被害全体を早期に解決することを困難にするものです。

(3) 「誠意を尽くして対応し、早期に解決を図る」ということは、前述のとおり、被通知人が自ら公言されたことであり、社会との約束だと言えます。それは、当弁護団が目指すことと一致します。つまり、「早期解決」は、両者共通の課題です。

そのためには、被通知人本部と、当弁護団とが集団的に交渉することが適切かつ最も有益なはずです。「早期解決」のためには、個別の弁護士が個々の信徒会と交渉することは望ましくありません。

そこで、担当弁護士名や連絡先の一覧表をお知らせする必要もありませんので、貴職らのご要望に応じることは致しかねます。

(4) なお、当弁護団は、被通知人とは別の組織として「信徒会」を認めるものではありません。被通知人が「信徒会」として主張する組織が被通知人の一部であることは、多くの裁判例が認めているからです。

この点に関連し、当弁護団としては無視することのできない報道がなされています。

2022年8月19日に全国の現場幹部を対象に行われた被通知人の会議の中で、天宙平和連合（UPF）日本支部の魚谷俊輔事務総長が、「今の状況をご説明するために、ファイヤーウォール、防火壁についてご説明したいと思います。何かトラブルがあったときにその責任が団体に及ばないようにするために壁を作っておくということで、真ん中に家庭連合、旧統一教会があって、その脇に二つの壁が作られています。左側の壁は、いわゆるトラブル、『靈感商法』『違法伝道』『高額献金』、そして一部の刑事事件などが起こった

ときに、その責任が宗教法人に降りかからないように作っている壁ということになります。で、右側のファイヤーウォールが何であるかという、UPFにしても勝共連合にしてもその他団体にしても、教会そのものではなく独立してますよ、と。そこに閣僚や議員や首長は関わったのであって、統一教会そのものとは違うので、教会が起こした問題には責任がありませんよということで、この壁で議員たちや政治家が守られるように何とか機能させていたんです。」「火の粉がすべてに覆いかぶさるように完全突破された状況になっております。ファイヤーウォールのことを強調して、関連団体にだけ関わっていたんですよということでは言い訳ができなくて追及される状態になっております。」と発言していることが報道されました（FRIDAY DIGITAL より。<https://friday.kodansha.co.jp/article/266660>）。

この発言は、被通知人の関連団体は、いずれも、被通知人という宗教法人に責任が及ばないように作られたものだ、ということを示しています。それは、「信徒会」にも当てはまります。

結局、信徒会が対応するという今回の回答は、これまで多数の裁判例が認定してきた甚大な被害の事実、すなわち、被通知人が、組織的に、正体を隠して、悪質な違法行為を行い、それによって財産的にも精神的にも甚大な被害を生じさせ続けてきたという責任を「信徒会」に押しつけようとするものです。このような「責任逃れ」の姿勢は、誠意を尽くして対応し、「自ら」早期に解決を図る、との約束と相容れない、不誠実な姿勢だというべきです。

3 信者でなかった者の被害についても把握されているはずです。

被通知人は、「当法人が、当法人の信者でなかった者まで含む各通知人の献金額等について全てを把握している事実はありません」と回答されました。

しかし、被通知人が、相手が信者になる前から物品購入、先祖供養などにより多額の被害を生じさせてきたこと、このような活動が相手の情報を集約しな

がら組織的になされてきたことが、多くの裁判例で認定されています。つまり、被通知人は、「当法人の信者でなかった者の献金額等」についても、信者らに指示して組織的に実績を追及させ、その実情の全てを把握してきました。

よって、このような被通知人のご主張は、多くの裁判例が認めた事実に反するものだといえます。「誠意を尽くして対応」する態度とは、到底言えません。被通知人は、「誠意を尽くして対応」するとの約束に従った対応をすべきです。

4 被通知人が保有する損害に関する記録の開示が有益です。

被通知人は、「(当弁護士団が) 被通知人が各通知人の献金や物品購入の名目や時期、額を記録した資料を持っていると主張していますが」と指摘しつつ、その後の文章ではこれらの資料の有無について触れていません。

この点、従前の交渉や訴訟の中で、被通知人が献金記録を有していることの一部が明らかになっています。

加えて、被通知人が2022年10月20日の記者会見で述べたところでは、「家庭連合(被通知人)は、基本的には献金台帳というものをつけているので、調べれば分かると思います。」とのことでした。このように、献金等について記録されたもの(以下「献金等記録」といいます。)があることは、被通知人自身が公に明らかにしているところです。

さらに、被通知人が2022年9月21日の記者会見で述べたところによれば、山上家(山上徹也被告人の家)の場合は当時の教会が既になくなっているが、そのような古いケースについても被通知人の方で確認が取れているとのことでした。

このように、被通知人は、献金等記録を有していること、それは、相当古いものであっても、たとえ当時所属していた教会が既になくなっていたとしても確認が可能であることを公にしています。

当弁護士団の依頼者は、全国各地に及んでいます。しかも、かなり古い献金等

も多く含まれています。被通知人がどの範囲、どの時期について献金等記録を有しているのかを双方が掌握して交渉することは、双方にとって合理的であり、「早期解決」という共通課題の克服に大変有益です。

そこで、被通知人本部自らが、被通知人が有する献金等記録によって記録されている内容、時期、記録の保管場所など、献金等記録の詳細について当弁護士団に明らかにしてください。もとより、献金等記録自体を開示いただくのが簡明です。この点、前述した被通知人が公に認めている事実からすれば、通知人の献金等について全ての記録が残っているはずです。

5 あらためて統一教会本部との集団交渉を求めます。

被通知人が発生させた被害は、長年にわたり多くの裁判例で認定されてきました。これらの被害は、単に多額の経済的な被害に留まらず、ときには家庭を破壊し、あるいは人生を奪うという、極めて深刻なものです。被通知人が「誠意を尽くして対応し、自ら早期に解決を図る」ためには、まずは、被通知人自身が、裁判所が繰り返し認定してきたこれらの被害と真摯に向き合うことが必要不可欠なはずです。

このような被通知人による深刻な被害は、一刻も早く十分に回復されるべきです。高齢の方や日々の生活にも困窮されている方にとっては、特に切実な問題です。当弁護士団は、この問題を早期に解決するためには、法人たる被通知人と、当弁護士団とが、集団交渉によって解決を図るべきだと考えております。それが、双方にとっても有益なことは、これまで述べたとおりです。

よって、当弁護士団は、あらためて、被通知人に対し、信徒会ではなく被通知人本部自らが、個々の弁護士ではなく当弁護士団と、誠実に交渉に臨むことを求めます。

この交渉のあり方、及び、本通知書4項記載の献金等記録の開示について、2023年3月31日（金）までに、文書にてご回答下さい。被通知人が「誠

意を尽くして対応する」という社会との約束を果たされることを強く期待します。

草々